

岩手県告示第332号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成24年4月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成24年4月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人少子高齢化対策支援協議会
 - (2) 代表者の氏名 葉澤光男
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市西仙北一丁目32番1号
- 3 定款に記載された目的 この法人は、保育所と学童所の事業により、こどもの健全育成を、DVまたは虐待被害者にシェルターールーム（一時避難室）を無料提供することにより、人権擁護を、また、高齢者、母子・父子家庭、軽度肢体不自由者、農村漁村在住者、罹災者、結婚希望者、その他に安定した生活が出来るよう同居者支援や結婚支援による福祉の増進や、まちづくりの推進活動を行う。また、結婚情報サービス業者の調査及び適正認証と結婚カウンセラーの育成及び認証制度により、業界の標準化と適正化をはかる。更には、行政・企業と協働でWEB運営をすることで少子高齢化対策や社会的弱者の生活支援活動に寄与することを目的とする。